申請書類の記入・提出にあたって（新１年生対象）

別紙申請書類に必要事項を記入のうえ、以下の点に注意し、教育委員会へ提出してください。

※所得等の申告をしていない場合は審査をすることができません。必ず、申告を行ってください。
なお、収入の無い方、無所得無収入の方等も申告の必要があります。

※書類に不備等があった場合は審査ができませんので保留となります。保留になると、認定開始月の遅れや支給金額の減額などの不利益が生じますので、必ず書類を確認の上、提出してください。

◆提出書類

①-１、①-２、①-３、①-４

②の書類　※新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けたい場合のみ（受付期間にご注意ください。）

※ その他、必要に応じて書類を提出してもらう場合があります。

①-1　「就学援助費支給申請書（兼同意書・口座振替依頼書）」（表面）

・**住民票の有無に関わらず同じ家屋に同居している人全員の氏名を記入**してください。
また、同じ家屋に同居していない場合でも、**単身赴任など生計を一にしている場合も記入**してください。

※ 学年は、令和８年４月１日現在の学年を記入してください。
（例：現在小学校１年生は２年生、小学校６年生は中学校１年生）

「就学援助費　口座振替依頼書」（裏面）

・ 就学援助費（学校給食費・生徒会費及びＰＴＡ会費を除く）の支給は銀行振込となるため、認定になった場合に振り込みする口座をご記入ください。振込先の口座名義は、申請者（保護者）の口座を記載願います。

①-2　申請者及び世帯全員の個人番号が確認できる書類

【例】
・マイナンバーカード
・通知カード
・個人番号が記載された住民票の写し

①-3　来庁者の本人確認書類

【例】
（１点で良いもの）　※公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書
・マイナンバーカード
・運転免許証
・パスポート

（２点必要なもの）
・各種医療費受給者証
・年金手帳
・児童扶養手当証書　など

①-4　収入確認書類

・ **申請書に記載した世帯員で、令和7年1月1日～令和7年12月31日までに収入があった方全員の収入を証明する書類を添付してください。**

【例】 **・「給与所得の源泉徴収票」の写し　又は　「確定申告書」の写し**
※源泉徴収票は勤務先からのみ発行してもらえます。
※学生のアルバイトも収入に含まれますので、提出が必要です。

・「年金振込通知書」等の写し（遺族年金、障がい年金、老齢年金を受け取っている方）
※毎年６月に送付されている通知書は、６月から翌年４月まで支払われる金額をお知らせする通知書のため、２年分の通知書の写しの提出が必要になります。また、途中で年金支払額に変更があった場合は、変更額が記載された通知書の写しもあわせて提出願います。
※遺族年金、障がい年金については、「年金振込通知書」の代わりに、振込年月日、振込者、振込金額が確認できる通帳の写しでも構いません。

・「雇用保険受給資格者証」の写し

・慰謝料、養育費の振込口座の該当部分の写し（振込年月日、振込者、振込金額がわかるもの）
※　現金で受領している場合など、振込口座の写しを提出できない場合は、受領している金額を任意の用紙に記載し、署名・押印のうえ提出してください。　など

② **「新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請書（請求書）」**

・ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けたい場合は提出が必要になりますので、記載内容をご一読のうえ、申請者（保護者）の住所・氏名を記入してください。（申請書下段）

◆その他

【新入学児童生徒学用品費について】

▪新入学学用品費の支給を３月中に受けるためには、**下記の受付期間中に申請する必要があります。**

▪受付期間後でも随時申請を受け付けますが、**新入学児童生徒学用品費の支給については、４月末までに申請していただいた方が対象となります。**（その場合、支給時期は７月下旬となります。）

▪５月１日以降に申請した場合は、新入学児童生徒学用品費の支給対象外となります。

	受付期間	支給時期
第１次	１月７日（水）～１月３０日（金）	３月上旬
第２次	２月２日（月）～２月２７日（金）	３月中旬
第３次	３月２日（月）～３月６日（金）	３月末

【申請について】

・ 児童・生徒が２名以上の在学・入学の場合でも、申請書は１部の提出で構いません。

・ 申請書を提出し、認定となった場合は、申請した月から就学援助（準要保護）の対象となるため、５月に申請書を提出し認定となると、学用品費等の援助も５月分からということになりますので、早めの提出をお勧めします。

【認定について】

・ 教育委員会では、提出された申請書の内容を審査の上、認定・否認定を決定し、直接申請者へ通知します。

・ 入学前支給については、世帯全員の令和７年中の総収入を申請時に添付してもらう源泉徴収票等による審査（仮審査）の結果に基づき支給します。
６月中旬に確定する税情報（収入等）と、提出された収入に係る書類の金額に相違がないか確認を行ってから審査（本審査）をするため、源泉徴収票の添付漏れ等により、**仮審査で認定となった場合でも本審査で否認定となった場合は、既に支給した新入学児童生徒学用品費を全額返還していただくこととなります。**

※ **就学援助（準要保護）の認定期間は年度（4/1～翌年3/31）ごとであり、継続して就学援助（準要保護）を受けるためには毎年申請が必要となりますのでご注意ください。**
（認定世帯には、次年度分の申請書を２月頃送付いたします。）

【問い合わせ先】
〒049-0156
北斗市中野通2丁目13-1（北斗市総合文化ｾﾝﾀｰ内）
北斗市教育委員会　学校教育課教育支援係
℡０１３８－７４－２０００